

## 買い取られた貴金属、クーリング・オフができます

### 【事例】

「古着や陶器などどんなものでも買い取る」と電話があり、家に来てもらった。しかし業者は「**貴金属があれば見せてほしい**」と言い、仕方なく指輪2点を見せると、それを6千円で買い取っただけで帰って行った。冷静に考えると、最初から貴金属が目当てだったのではないか。



「見守り新鮮情報」より

5月に、「靴を買い取る」などという電話や訪問について複数の情報が町内から寄せられました。**不意打ち的な「訪問購入」は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフで無条件に売却したものを取り戻すことができます。**書面に不備があるなど、8日を過ぎてもクーリング・オフが可能な場合もあります。詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。



## 通信

7月  
vol.117

役場町民課

消費生活センター

☎ 27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

## 子どもの車内閉じ込め事故に注意

### 【事例】

駐車場で車の電子キーを車内に置き忘れたまま外に出たところ、何らかの理由でドアがロックされ、1歳の息子が車内に閉じ込められてしまった。救急要請し、窓を割って救出してもらった。息子は軽度の熱中症にかかった。



「子どもサポート情報」より

- 子どもが自分で車内側から鍵をかけてしまったり、車の鍵で遊んでロックボタンを押すなどして施錠され、子どもが閉じ込められてしまうことがあります。(原因不明のケースもあります)
- 特に、夏の車内は短時間で高温になります。子どもを残して車から離れないようにしましょう。また、乗り降りなどの少しの時間であっても、忘れず鍵を持って車を降りる習慣をつけましょう。
- 車種や年式によっては、電子キーの電池が切れることで施錠される場合があります。電池残量に注意し、電池が切れた際の開錠方法を取扱説明書で確認しておくことも大切です。

## 5月相談受付状況

件数	主な相談内容
11件	不審な電話・衣類・ワイヤレスイヤホン・軽自動車税・靴の買い取り・賃貸契約・冷蔵庫

